

情報理論とその応用シンポジウム若手研究者論文賞選奨規程

情報理論とその応用サブソサイエティ

2015年9月14日制定

2020年11月19日改定

第1条 目的と名称

情報理論とその応用サブソサイエティは、多数の優秀な若手研究者を育成し、本サブソサイエティを活性化するために、情報理論とその応用シンポジウム若手研究者論文賞を制定する。本賞の英文名称は、**Symposium on Information Theory and its Applications Young Researcher Paper Award** とする。本賞の和文略称は、**SITA 若手論文賞**とする。

第2条 対象者の資格

受賞の有資格者は、情報理論とその応用シンポジウム（以下、**SITA シンポジウム**）において、筆頭著者として論文を発表した者のうち、**SITA シンポジウム**開催時の就学年度から36年前の就学年度の4月2日以降に出生した者とする。ただし、過去に本賞または情報理論とその応用シンポジウム奨励賞を受賞した者は対象外とする。

第3条 表彰

表彰は有資格者の3%を目処に、受賞論文名が記載された賞状並びに副賞（賞金1編3万円）を次年度の**SITA シンポジウム**で授与することにより実施する。**SITA 若手論文賞**の授与は、本サブソサイエティ長が行う。賞状または副賞の授与が難しい場合、**SITA サブソサイエティ委員会**で対応を決定する。

第4条 **SITA 若手論文賞選考委員会**の設置

サブソサイエティ長は、各分野のバランスを考慮し、SITA 若手論文賞選考委員会を設置する。

第5条 選考基準

SITA 若手論文賞選考委員会は、論文内容、発表内容を考慮した上で受賞候補者を選定する。SITA 若手論文賞選考委員会における選考手続等については内規で定める。

第6条 選考結果報告

SITA 若手論文賞選考委員会の委員長は、受賞候補者が決定したときは、その氏名、所属及び論文名を記した調書を作成し、本サブソサイエティ長に報告する。

第7条 受賞者の決定

本サブソサイエティ長は、SITA 若手論文賞選考委員会の報告に基づき、本サブソサイエティ委員会で受賞者について審議を行い、これを決定する。

第8条 公開と改定

本規程は、SITA サブソサイエティの Web で公開する。本規程の改定は、SITA サブソサイエティ委員会の承認を得るものとする。

第9条 不測の事態への対応

SITA シンポジウムに不測の事態が発生し、本賞の選考が難しい場合、SITA サブソサイエティ委員会で対応を決定する。

附則 1

本選奨規程は、2015年に開催される SITA シンポジウム終了後に公布し、2016年に開催される SITA シンポジウムから施行する。

附則 2

本選奨規程は、2020年11月19日に改定し、施行する。

以上